令和8年 11 月 13 日
内　閣　官　房

規制のサンドボックス制度に基づき、「受取機を用いた OTC 市販医薬品の受取りに関する実証」及び「定額宿泊サービス「ツギツギ」における宿泊×航空連携に関する実証」の２案件が認定されました。

１件目は、富士電機株式会社から、主務大臣である厚生労働大臣に対して申請された「受取機を用いた OTC 市販医薬品の受取りに関する実証」（以下「実証計画①」という。）です。

本実証は、『新しいオンライン技術』と『新しい受渡機の技術』を組み合わせることで、登録受渡店舗（受渡機械設備）での適正管理と適正販売を実現するとともに、薬剤師等の業務負担の軽減についての検証を目的としております。

具体的には、薬剤師等の適正な管理の下、すでに開設済の薬局の一部として設置された一般用医薬品受取機において、一般生活者を対象に、第 1 類医薬品、指定濫用防止医薬品、指定第 2 類医薬品、第 2 類医薬品及び第 3 類医薬品（要指導医薬品を除く）の受取を実現することを検証するものです。

（実証計画①の概要は、資料１のとおり）

２件目は、東急株式会社から主務大臣である国土交通大臣に申請された「定額宿泊サービス『ツギツギ』における宿泊×航空連携に関する実証」（以下「実証計画②」という。）です。

本実証は、同社が将来的に導入することを検討している、同社が運営する「ツギツギ」による宿泊サービスと実証参画航空事業者が提供する航空サービスとを組み合わせたサービスに関して、宿泊と交通とを一体の募集型企画旅行契約として提供し航空サービスにおいては個人包括旅行運賃を利用する取引構造について、航空法に反しないことを確認することを目的としております。

具体的には、上記将来的な導入を検討しているサービスと同様の経済条件の実現のため事後精算により旅行代金総額の５％程度の返金を行うことが航空法に反しないことを検証するとともに、その検証により、将来的な導入を検討しているサービスにおける個人包括旅行運賃の利用が不当な競争を引き起こ

すことはないことを検証するものとなっております。

なお、今回の認定は、今回行う実証（宿泊サービスと航空サービスを別々に予約し、事後精算により旅行代金総額の５％程度の返金を行う）が航空法に反しないことを認めたものです。将来的な導入を検討しているサービスにおける個人包括旅行運賃の利用が不当な競争を引き起こすか否かは、サービス実施時の具体的な金額等により判断することとなります。

（実証計画②の概要は、資料2のとおり）

【参考】

規制のサンドボックス制度においては、内閣官房（日本成長戦略本部事務局）に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。

※　規制のサンドボックス制度の仕組みは、資料3のとおりです。

【問合せ先】

内閣官房　日本成長戦略本部事務局
新技術等社会実装推進チーム（規制のサンドボックス制度担当）
担当：福井、峯松、清水、間瀬
03-5253-2111(内線 85169)、03-3581-9251（直通）

【主務省庁　問合せ先】

（実証計画①）

厚生労働省　医薬局総務課
担当：湯本、末永
03-5253-1111
（内線　2194、2725）

（実証計画②）

国土交通省　航空局航空事業課
担当：氏本、藤本
03-5253-8111
（内線 49455、48515）

国土交通省　観光庁参事官(旅行振興)付
担当:山川、上原
03-5253-8111
(内線 27328、27315)

【認定事業者　問合せ先】
(実証計画①)
富士電機株式会社
担当:前川、守本
090-5105-2851
090-7946-6070

(実証計画②)
東急株式会社
担当:川元
03-3477-0109

(以　上)